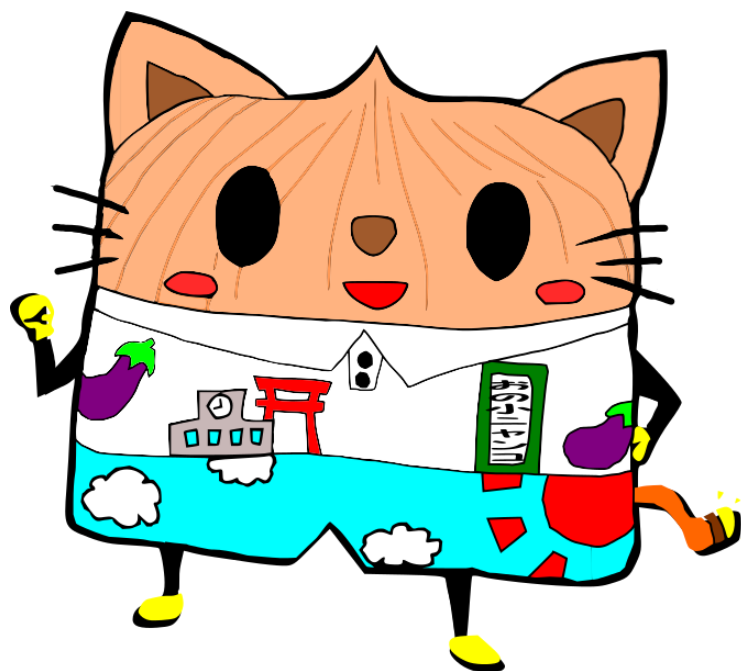


令和8(2026)年度入学

おのしんのしおり



令和8年2月



泉南市立雄信小学校

〒590-0526 泉南市男里3丁目11番地の1

着信専用 TEL : 072-483-5312

発信専用 TEL : 080-7095-5865

080-7957-8571

080-3205-9967

090-8565-7942

目次

- (1) 学校教育目標について…………… P.2
- (2) 学校行事・学校ブログについて …… P.2
- (3) 入学にあたって…………… P.3
 - ① 入学までにお願したいこと
 - ② ご家庭で用意する物
 - ③ 集団登校について
 - ④ 始業時刻・登下校について
 - ⑤ 学校給食について
 - ⑥ その他
- (4) 学校諸費について…………… P.8
- (5) 健康な学校生活をおくるために…………… P.9
 - 1、保健室では
 - 2、健康診断について
 - 3、保健調査票(オレンジカード)について
 - 4、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について
 - 5、学校医の紹介
 - 6、病気・けがの処置について
 - 7、学校感染症について
 - 8、日本スポーツ振興センター加入について
 - 9、生活のリズムについて(お願い)
 - 10、保健室からのお願い
- (6) 『雄信のこども』について…………… P.14
- (7) ipad を使うときの約束…………… P.20
- (8) 気象情報による警報の発令について…………… P.21
- (9) 大地震発生と大津波警報発令に関する対応について…………… P.22
- (10) 泉南市立雄信小学校PTA規約…………… P.23

(1) 学校教育目標について

教育目標

「自ら考え、行動する子」

《めざす児童像》

○前向きな子

○ねばり強い子

○つながる子

(2) 学校行事・学校ブログについて

学校生活紹介（集団登校・読み聞かせ・給食 等）

学校行事紹介（ダイヤモンド作戦・運動会・ディスカバー 等）

雄信小学校ブログ… 学校の生活・行事を写真や文でインターネット上に紹介しています。

※「おのしん小学校」と検索、または、下記 URL を入力、QR コードの読み取り

<http://sennan-onoshin.jp/>



(3) 入学にあたって

① 入学までに

- ・名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるようにしましょう。
- ・名前、保護者名、小学校名が言えるようにしましょう。
- ・身の回りのことをなるべく自分でできるように一緒に練習してあげてください。
(衣服の脱着、脱いだ服をたたむ、ボタンのかけ外し、水洗トイレの使い方、くつを立てて履き替える 等)
- ・生活リズムを大切にしてください。
- ・朝食をしっかり食べましょう。
- ・起床後の洗顔、食後の歯磨きの習慣をつけておいてください。
- ・自分の身体の様子や気持ち、考えなどを言葉で伝え、それを聴いてもらえる経験をできるだけつませてください。
- ・通学路の確認や家までの帰り道の確認をしておきましょう。
- ・交通ルールを守れるようにしましょう。

② ご家庭で用意していただくもの(くわしくはP15、16もお読みください。)

	標準服(→P15(3)を参考)		工作用はさみ
	ランドセル		上ぐつ(絵柄のないもの)
	ふでばこ[BOX型]		体育館シューズ
	鉛筆(2B)5本(飾りのないもの)		体操服(上下)
	赤鉛筆 青鉛筆 1本ずつ		赤白帽
	定規(透明でイラストの無いもの)		お道具箱(しきりのないもの)
	消しゴム※消しやすいもの		うがい用コップ
	下じき		歯ブラシ(歯みがき粉はなくても可)
	水のり		給食用の袋 2枚(→P4)
	パス(16色)→クレパスなど		体操服入れ(→P4)
	色鉛筆(12色)		靴袋2枚(→P4)
	マスク(給食用、ランドセルに入れる予備用の合わせて2枚以上)		タブレット(ipad)保護用ケース(→P5)
			個人用セロテープ

◎ 持ち物・学用品・衣類(下着も)等、すべてに名前(ひらがな)を書き、お子さまと確認してください。

◎ お道具箱・色鉛筆・パスは以前使っていたものがある場合は使用して頂いて大丈夫です。

※お道具箱は縦30cm 横24cm 高さ7cm 以内が机に入るサイズで、ふたが重ねられる物にしてください。

◎ 入学後、学校で以下のものは一括購入します。

・ノート類 ・書き方鉛筆 ・連絡帳 ・連絡袋 ・油性マジック(マイネーム)

粘土・粘土板やカスタネット、けんぱんハーモニカの吹き口は以前(保・こ・幼等)に使っていただいていたものでも大丈夫です。購入希望の方は後日担任から渡される用紙に記入していただいてから、一括購入をします。

用意をしておいてください。

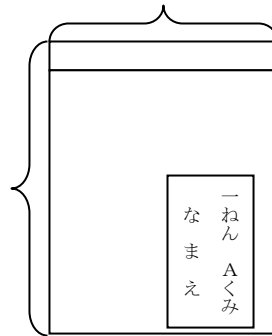
～体操服を入れる袋～

25 c m
ぐらい

- ① ゴムひもはさけてください。

キルティングの布地は かさばるのでさけてください。

30 c m
ぐらい



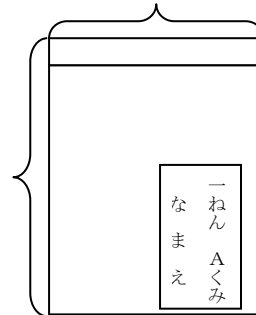
～給食用の袋～(2枚)

マスク用と歯みがきセット用の2つご用意ください。

- ① 給食用マスクをいれてください。
② 歯ブラシ・うがいコップをいれてください。

15 c m
ぐらい

20 c m
ぐらい



お願い

※ 袋のひもの長さは、
口を開いた長さと同じ程
度にしてください。ひもが
長すぎたり、“ゴムひも”を
通したりすると、床に着い
てしまい、汚れます。また児
童が引きずってしまいま
す。

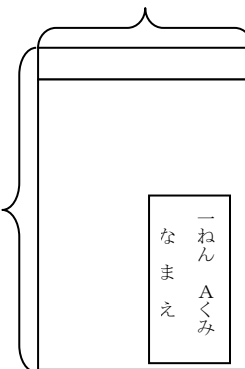
～靴袋～(2枚)

- ① 上靴用・体育館シューズ用の2つ用意してください。
② 靴が入る大きさの袋であれば結構です。

18 c m
ぐらい

※キルティングの布地は かさばるのでさけてください。

28 c m
ぐらい



※教室の後ろのフックに靴袋と体操服をかけます。また、1つのフックにたくさんかけますので、幅広のテープ状のものより、細いひもにしていた方が、床に落ちにくいです。

(もうすでに太いひものものを用意されている場合は、太いひもに細いひもをつけていただいた方が落ちにくいです。)

～くつ～

①下ぐつ、上ぐつ、体育館シューズを用意し、名前をフルネームではっきりと書いてください。
(上ぐつと体育館シューズは、つま先とかかと部分の2ヶ所に名前を書いてください。)

②下ぐつは、運動に適したくつにしてください。
ブーツなどは学校にはいてこないようにしてください。(雨の日は、長靴でもかまいません。)
ひもが結べない人はマジックテープのものをはくようにしてください。

③上ぐつは、白地のバレエシューズで絵柄のないものを使ってください。
つま先の部分に、右図のようにつま先側を上にして黒で⓪と書いてください。



④体育館シューズは、白地のバレエシューズをお使いください。

～くつ下・下着について～

① 雨の日やトイレの失敗などで、ぬらしてしまう児童もいます。
替えの用意を1組ランドセルに常備してください。

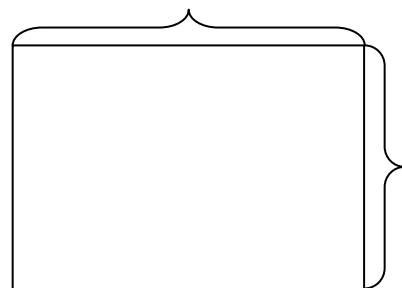
～体操服・水着について～

- ① 取り間違い防止のため、必ず、はっきりと名前を書いてください。
- ②体操服は、白色トレシャツ・紺色ハーフパンツ・赤白帽を使ってください。
(11～3月は学校指定の冬用体操服【長トレシャツ・長ズボン】を着用できます。)
- ③スパッツやタイツをはいての体育の学習は禁止しています。
- ④水泳着は、無地の黒か紺のスクール水着を、帽子は白色ネット帽子を着用してください。
※水泳につきましては、7月に詳しく書いたものを配布します。

～教育委員会貸与端末(ipad)の保護用ケースについて～

タブレットのサイズは
たて19.5cm 横25.6cm 厚さ約2cm となります。
この大きさが入るサイズのものでご準備ください。

28cm
ぐらい



21cm
ぐらい

集団登校について

雄信小学校校区は、国道26号線及び府道堺阪南線、また府道泉佐野岩出線に囲まれています。ほとんどの子どもたちがそれらの道路を横断して登下校しています。見通しの悪い道も多数あり、交通事故の危険性が高い校区です。また、校区が広いので、ケガをしたり、しんどくなったりする可能性もあります。よって、本校では、ご近所の1～6年生の子どもたちで集団登校することで、安全性を高めています。

家庭と学校が協力し、安全な集団登校の実施を行うために、以下のことについてご承知のほどよろしくお願ひします。

学校では

○登校班カードの作成

各班の名簿(電話番号入り)・集合時刻・集合場所を把握し、指導に役立っています。

※登校班名簿以外でもPTA活動等で電話番号を記載させていただくこともあります。ご理解ください。



○班の少人数化

安全性から考えて各班の人数が多くなりすぎないように配慮しています。

○安全指導の強化

安全指導の一環として道路の歩き方、信号の渡り方など交通安全教室等において計画的に指導しています。

家庭では

○集合時刻の厳守

各登校班の集合時刻に遅れないよう、お子さまを家から送り出してください。

○欠席や遅刻等の連絡(電話番号の入った名簿を子どもたちに渡しています。)

集合時刻までに、近所の班員の誰かに欠席や遅刻等の連絡をしてください。また、**学校へも欠席等の連絡をお願いします。連絡はできるだけtetoru(連絡アプリ)でお願いします。**(学校への電話は8時前後にお願いします。)

また、週末にお休みされる場合は、上ぐつや体操服等の学用品を学校まで取りに来てください。

○安全指導

家から送り出す際には、一言、交通安全についての声かけをお願いします。また、可能な限りでけっこうですので、途中まで登校班と一緒に歩くなどの見守りをお願いします。

班長について

学校では、班長としての自覚を持つように育てていますが、班長にすべての責任があるというわけではありません。班長はあくまでも班のお世話をする係として捉えていただき、児童一人ひとりが安全に登校できるよう、ご家庭でも交通安全や迷惑をかけないことなどのご指導をよろしくお願いします。

その他

学校では、集団登校を原則としています。学校周辺にお住まいの方の迷惑にもなりますので、特別な事情がない限りは、車での送迎はご遠慮ください。

③ 始業時刻・登下校について

- ・通学のコースをお子さまと実際に歩いてみて、特に注意が必要な箇所は、具体的にご指導ください。所要時間等もだいたい把握しておいてください。
- ・登校班が決まりましたら、再度お子さまと集合場所や通学路を確認してください。
- ・学校周辺の道路は大変せまくなっています。児童の安全のためにも車での送迎はご遠慮ください（雨天時も）。通学路の危険なところ、注意しなくてはいけないところ等を児童が体験、経験できる機会でもありますので、歩いて登校させるようご協力をお願いします。

※学校到着が8時頃になるように各登校班の集合時刻を調整しています。

※4月当初は、給食なしの2～3時限で下校します。

※車の交通量の多い所は、PTA（保護者）や地域の方（警察官や子ども安全パトロール員）、職員も定期的に立って見守っています。その方たちにきちんとあいさつするよう、お子さまに声かけをよろしくをお願いします。おうちの方も可能な限りでけっこうですので、見守りをお願いします。

⑤ 学校給食について

- ・毎月、献立表を配布します。
- ・毎週、月～金曜日の5回実施（月・水・金は米飯給食、火・木はパン給食）です。
- ・偏食をなくし、みんなと楽しく、しっかり食べる習慣をつける指導をしています。できれば、20分程度で済ませられるようにご家庭でもご指導ください。また、偏食とは別にアレルギー等により、牛乳・パンを除いて提供することができます。（金額が変わります。）
- ・給食用のマスクが必要です。また、給食後の歯磨きをしますので、歯みがきセット、うがい用コップもご用意ください。

※令和8年度の1年生は4月16日（木）より給食開始です。



⑥ その他

- ・入学後、しばらくは心身ともに疲れて帰ります。家で十分休むようにしてください。
- ・学校や担任からのプリント類や学校メールは、必ず熟読してください。
- ・学校には、駐車場がありませんので、車での来校はご遠慮ください。路上駐車は通報の対象となります。また、行事等で保護者の方が来校される時はスリッパ等の上履きと下靴袋をご準備ください。
- ・梅雨、台風シーズン等の警報発令中の登校については、P.21の「気象情報による警報の発令について」（毎年4月に配布しているものです）をご覧ください。また、P.22に「大地震発生と大津波警報発令に関する対応について」も併せて載せておりますので、そちらの方も必ず読んでおいてください。

(4) 学校諸費について

- ① 給食費 …… 給食のない8月を除く、翌年の3月まで。 (令和8年1月現在)
毎月4,500円(1・2年生) 1食259円
毎月4,600円(3・4年生) 1食265円
毎月4,700円(5・6年生) 1食271円
※ 1ヵ月に11回以上給食がある場合は、上記月額、
10回以下の場合は、1食の金額×回数の徴収となります。
- ② 学級費 …… 学校で使用する教材等の費用
毎月1・2・3・4年生 約1,200円 5・6年生 約1,500円
- ③ 芸術鑑賞費 …… 芸術鑑賞会の費用として、毎月100円
- ④ PTA会費 …… 本校児童の保護者はPTA会員として、毎月会費を納めていただいています。
1家庭 毎月300円
- ⑤ 積立金 …… 臨海学校、修学旅行、卒業記念アルバムの費用として、5年生の
6月から積み立てます。
毎月3,000円
- ⑥ 口座振替手数料 ……池田泉州銀行を利用する場合は、1回につき10円
- ⑦ 臨時徴収金 ……学級費で賄いきれないものは、その都度担任が現金集金いたします。
(児童に持たせる場合には、管理等ご指導ください。)

以上の諸費のうちで、給食費・学級費・芸術鑑賞費・PTA会費・積立金については、『金融機関口座自動振替』のご利用をお願いします。引き落とし日は、毎月5日で休業日の場合は休業日明けです。

ア) 振り替えできなかった分については、学校から請求し、現金で徴収します。

イ) 最初の引き落としは5月です。4・5月、2か月分をまとめて引き落とします。

※詳細は、4月にプリントを配布します。

(5) 健康な学校生活をおくるために

《保健室より》

1. 保健室では

健康診断・身体測定・応急処置・健康相談活動・保健教育・環境整備などをおこなっています。



2. 健康診断について

以下のような健康診断を実施します。

4～6月	【全員対象】 二計測、四肢の検査、尿検査、結核検診、内科検診、歯科検診、視力検査、あたまじらみ検査 【各学年対象】 耳鼻科検診（1・5年）、聴力検査（1・2・3・5年）、心臓検診（1年・要観察者）、眼科検診（1・4年）
8～9月	【全員対象】 二計測、視力検査
10月	【各学年対象】 脊柱検査（モアレ検査）（5年・要観察者）、色覚検査（4年希望者）
11月	【全員対象】 体重測定
1月	【全員対象】 二計測
3月	【全員対象】 体重測定



※健康診断の日程や内容は、変更する場合があります。変更がある場合には、保健だより等でお知らせします。

(1) 事前アンケート（問診）

健康診断の前にアンケートをとる場合があります。検診において問診をスムーズに実施するために必要なものです。アンケート未提出の方は、検診を受けられない場合がありますので、必ず提出してください。

(2) けんこうカード

身体測定や視力検査の結果は「けんこうカード」にてお知らせします。6年間使用しますので、大切に扱ってください。ご確認時に押印かサインをしていただき、保健関係連絡封筒に入れて速やかに学校まで返却してください。

(3) 健康診断結果通知書

検診・検査後に結果通知書をお渡しします。疾病の疑いがある場合には、できるだけ早く専門医を受診され、治療または指導を受けられることをお勧めします。

※学校の検診はスクリーニング（集団に対して共通検査を行い、疾患が疑われる対象者を選ぶこと）を目的としています。受診された結果、「所見なし」となることもあります。ご了承ください。

(4) 保健関係連絡封筒

保健関係のアンケートや通知書などは、保健関係連絡封筒に入れてお渡しします。この封筒はくり返し、使用しますので、大切に扱ってください。

3. 保健調査票について（通称：オレンジカード）

- ・健康診断や連絡先の把握に使用します。また、学校から医療機関を受診する際に使用する大切な資料です。入学式に配布します。（泉南市内の幼稚園・保育所出身者は継続して使います。1年生の欄に記入してください。）白い紙にも記入する箇所がありますので、記入もれのないようお願いいたします。
- ・予防接種の記録や既往症の欄も母子手帳などを参考にされ、記入もれのないようにご記入ください。
- ・携帯電話や勤務先など、日中確実に保護者の方と連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- ・住所・職場・緊急連絡先・体調面等で変更がある場合は、年度途中でであってもその都度記入していただきますので、担任まで連絡してください。



4. 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

泉南市では、アレルギー疾患のある児童に対して、「学校生活管理指導表」を活用しています。アレルギー疾患はその種類や程度によって、学校での配慮が必要な場合があります。本日、同封してあります「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用について」の用紙に全員ご記入の上、4月6日の入学式にご提出ください。学校生活管理指導表が必要な方は後日お渡しします。

食物アレルギーがあり、給食の牛乳またはパンを摂取できないお子様の場合は、医師の証明があれば牛乳またはパンの除去が可能です。給食センターへの連絡と給食費納入手続きの関係上、学校にできるだけ早くお声かけください。「学校生活管理指導表」をお渡しします。医師の記入後、4月6日の入学式にご持参ください。



5. 学校医の紹介

学校内科医	中井 誠二	中井内科医院	泉南市岡田5丁目30-3	483-2011
学校歯科医	藤澤 長登司	藤澤歯科医院	泉南市樽井5丁目39-12	482-3357
学校耳鼻科医	鈴木 正樹	すずもと耳鼻咽喉科	泉南市樽井2丁目33-27	484-2777
学校眼科医	古谷 洋作	古谷眼科	泉南市信達牧野149-12	485-2285
学校薬剤師	池 喜章	あしたば薬局	阪南市新町51-2	470-0255

6. 病気・けがの処置について

- (1) 保健室では、学校で起こった軽度のケガの手当てをします。飲み薬など内服するものは使用できません。

けがの程度が緊急を要する場合は、ご家庭へ連絡の上、医療機関を受診します。できるだけ保護者の方にも医療機関に来ていただいています。その際は、保険証・医療証・治療費を持参してください。



- (2) 緊急は要しませんが、経過観察が必要だと考えられる傷病については、学校より電話や連絡帳でお知らせします。ご家庭で様子を見て頂き、必要であれば医療機関への受診をお願いします。

- (3) ベッドでの休養は、回復の見込みのある場合に、1～2時間を限度としています。発熱症状があったり、発熱はなくても授業への参加が難しいような体調不良の場合は、学校よりご家庭に連絡をとり、お迎えに来ていただきますので、ご協力をお願いします。なお、児童のみでの早退は、安全上しておりません。

7. 学校感染症について

- (1) 学校保健安全法施行規則によって指定されている感染症にかかったときは、たとえ軽症であっても治るまで登校できません。集団感染予防のためにご協力ください。医師の許可があるまではご家庭で安静にしてください。これは、法律で定められた「出席停止」であり、欠席にはなりません。なお、ご家庭より連絡がありましたら出席停止報告書をお渡しします。保護者の方が記入し、担任に提出してください。

【主な学校感染症の種類と出席停止期間】

第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、又は、5日間の適正な抗菌性物製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	熱が解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が乾いてかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後、2日を経過するまで
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって、感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師によって、感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	その他の伝染病（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑〈りんご病〉、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症等）
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症		

8. 日本スポーツ振興センター加入について

(1) 日本スポーツ振興センターの給付の対象となる災害

「学校の管理下」で起きた児童の負傷、疾病、廃疾、死亡の4種類の災害については、医療費や見舞金が受けられます。

「学校の管理下」とは以下の範囲です。

- ・ 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（授業中やクラブ、学校行事など）
- ・ 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合（臨海学校など）
- ・ 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合（始業前や放課後など）
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合（登下校中）

(2) 給付の対象

- ・ 医療費 けがや病気の治療にかかった総医療費の1/10+窓口負担分総医療費が給付されます。
- ・ 障害見舞い金 けがや病気が治っても、障害が残った時は、その程度に応じて見舞い金が給付されます。

(3) 給付が受けられない場合

- ・ 総診療報酬点数が500点未満の場合
- ・ 同一疾病につき、治療を受け始めてから満2年申請を行わなかった場合
- ・ 交通事故などで損害賠償を受けた場合
- ・ けがや疾病の事由にあてはまるものが原因でない頭痛や腹痛などの場合

(4) 給付を受ける手続き

- ・ 学校からご家庭へ所定の用紙『医療等の状況』をお渡ししますので、ご家庭より病院で記入していただき学校へ提出してください。
- ・ センターへの請求手続きは、学校でします。泉南市では、オンラインシステムで給付手続きを実施しています。
- ・ 他の法令による給付（ひとり親家庭医療費助成制度・子どもの医療費助成制度・障害者医療制度等）を使用された場合は、日本スポーツ振興センターからの支給は、総医療費の1/10+窓口負担分になります。（子ども医療証は、R7年度現在、中学3年生までが対象です。）

(5) 給付金支払いの振り込み

- ・ 泉南市教育委員会より保護者様の指定金融機関に直接振り込まれます。ご希望の口座をご記入していただく用紙をお渡しします。（4）の『医療等の状況』と一緒に届けください。

(6) センターへの加入と掛け金

- ・ センターへの加入は、基本的に全員加入とし、入学後掛け金（令和7年度保護者負担額は460円）を学級費の中から徴収させていただきます。なお、掛け金は一年ごとの掛け捨てです。

9. 生活のリズムを整えておきましょう

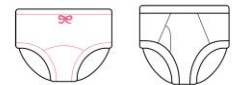
身の回りの基本的な生活習慣を身につけましょう。

- ・ 食事… 朝食は1日のエネルギー源です。毎日しっかり食べさせてください。
- ・ 睡眠… 睡眠時間は9～10時間くらいはとりましょう。睡眠は、脳や身体の休養、回復のための時間であり、成長にも欠かせないものです。
- ・ 排便… 大便是習慣的に出ていますか？便秘がちの場合は、食事や運動に気をつけてあげてください。
- ・ その他… 身体（手・足・爪・頭髪など）、衣服（下着・ボタンなど）、身の回りのこと（手洗い・うがい・歯磨き・洗顔など）に関心を持たせ、自分のことは自分でできるようにしてあげてください。



10. 保健室からのお願い

- ・ ランドセルにパンツ1枚と靴下1足入れて頂けると、いざという時に役立ちます。着がえの下着がない場合は、保健室で新品のものをお渡ししますので、ご家庭より同じサイズの新品のものを学校までお届けください。
- ・ 手をふく清潔なハンカチやタオルを、毎日忘れずに持たせてください。



(6)

雄信の子ども（学校の約束）

（令和8年1月現在）

—泉南市立雄信小学校生活指導部—

※変更する場合があります。

1. こんな子どもに

自ら考え、行動する子

- 前向きな子
- ねばり強い子
- つながる子



2. 学校での過ごし方

(1) 登下校について

- ◎登校時刻 午前8時00分頃
- ◎始業時刻 午前8時20分
- ◎下校時刻



	下校時刻 (一度も家に帰っていない人)	最終下校 (一度家に帰ってから遊びに来た人)
夏時間(4・5・6・7・8・9・10・3月)	午後4時20分	午後4時40分
冬時間(11・12・1・2月)	午後4時10分	午後4時30分

※短縮期間等、これに限らない場合もあります。

- ・朝は集団登校です。登校はもちろん下校の時刻も守りましょう。
- ・地域の方の迷惑にならないよう心がけ、交通規則を守り、決められた通学路を通りましょう。
- ・学校に来たら、下校まで学校の外に出ないようにしましょう。
- ・下校時は、近くの人とグループで帰りましょう。
- ・寄り道をせずに、まっすぐ家に帰りましょう。
- ・暑い時は、熱中症予防のために帽子を着用するようにしましょう。
- ・低学年(1,2年生)は、一度お家に帰ってから遊びに来ましょう。

(2) 持ち物について

持ち物に名前！



◎学習道具

- ・はっきりと名前を書き、大切に使いましょう。
- ・ふでばこやランドセルには、キーホルダーをつけないようにしましょう。

◎筆箱の中身について

- ・えんぴつ(5本)、赤えんぴつ、青えんぴつ、消しゴム1つ(消しやすいもの)、定規を用意しましょう。(シャープペン・マーカーペンなどはやめましょう)
- ・定規や分度器などは、透明で目盛りの読みやすいものを使うようにしましょう。
- ・のりは、水のりかスティックのりにしましょう。(1年生の入学時は、でんぷんのりです。)
- ・学習道具は、学習にふさわしいもので、学習に必要なのないものは、持ってこないようにしましょう。

◎水とう

- ・お茶や水を入れましょう。



◎ハンカチ・ティッシュ

- ・名前を書いて、毎日持ってきましょう。

(3) 服装について

◎服装

- ・標準服を着ましょう。

	標準服
上	上着(紺)
中	白のカッターシャツ・ポロシャツ・ブラウス
下	半ズボン(紺)・スカート(紺)・ハーフパンツ(紺)

※男女とも、どれを選んでもかまいません。

- ・シャツはズボンやスカートの中に入れ、身だしなみを整えましょう。
- ・体の調子が悪く長ズボンを着用する時は、連絡帳等で学校に申し出の上、着用しましょう。
- ・寒期(11月～2月)のみ、長ズボンの着用は自由ですが、黒色または紺色にしましょう。
(スカートの中にズボンをはくのは禁止です)
- ・セーターのままや体操服で登下校したり、校内を移動したりしないようにしましょう。登下校時の防寒着の着用も可能です。フードをかぶっての登下校は危険ですのでやめましょう。(セーターは黒色か紺色)
- ・スパッツやタイツは、黒か紺の単色で、ラインや柄の入っていないものにしましょう。
- ・校舎内では、帽子・防寒着・マフラー・手袋は脱ぎましょう。(脱いだ防寒着はランドセルの中へ入れましょう)
- ・式の時、長ズボンをはずさず、標準服で参加するようにしましょう。(入学式、卒業式など)

◎名札

- ・学校で決められたものを使いましょう。
- ・毎日左胸に正しくつけましょう。
(紛失した時は、名札プレートを、学校の購買で購入してください。価格は40円です。名前はシールでプレートに貼ります。)
- ・キーホルダーやシールなどの飾りはつけないようにしましょう。
- ・上着を脱ぐときは、シャツにつけかえるようにしましょう。

◎くつ

- ・上ぐつ、下ぐつ、体育館シューズを用意し、名前をはっきりと書きましょう。
- ・上ぐつは、白地で柄のないのバレシューズを使いましょう。
また、イラストやマークを描くのはやめましょう。
- ・つま先の部分に、右図のように黒で⓪と書き入れましょう。
- ・下ぐつは、運動に適したくつを使いましょう。
- ・くつは、場所を区別して使いましょう。
- ・かかとをふまず、大切に使いましょう。



◎くつ下

- ・季節に応じた、清潔なものをはきましょう。

◎体操服

- ・体育の時は、体操服に着替えましょう。(必ず、はっきりと名前を書くようにしましょう)
※体操服は、学校指定のものを使いましょう。長袖・長トレパンの着用は11~3月とします。
- ・体操服のシャツは、ズボンの中に入れましょう。
- ・汗をかくと不衛生ですので、肌着のシャツは脱ぎましょう。(着替えの肌着を持ってきている場合は着ていてもかまいません)
- ・赤白帽忘れは、担任の先生に言って保健室の物を借ります。借りた後は、お家で洗濯してから保健室に返しましょう。見学の場合も、赤白帽をかぶりましょう。
- ・スパッツやタイツをはいての体育の学習は、やめましょう。
- ・水泳着は、スクール水着(黒か紺)を、帽子は白色ネット帽子を着用しましょう。(習い事の水着も可。)

◎頭髪・その他

- ・パーマ・染色などは禁止です。長い髪の毛は、体育や給食の時は、くるようにしましょう。
- ・ピアスは禁止です。

(4) 職員室へ用事があるとき

◎あいさつをして、用事の内容を伝えましょう。

「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇の用事があってきました。」

「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇の仕事をしにきました。」

「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇先生はおられますか。」

※電話をかける必要があるときは、担任の先生に OK をもらってからにしましょう。



◎用事のないときは、職員室に入らないようにしましょう。

用事があるときは、校長室横のドアから入りましょう。



(5) 遊びについて

・休み時間にボールを蹴ることは、危険ですので禁止します。

(放課後の遊びとして、危険でない範囲で認めますが、ドッジボールは破れやすいので、蹴らないようにしましょう)

・靴箱、校舎内での鬼ごっこ等の遊びや、階段を使つての遊びは危険ですので禁止します。

・体育館、体器庫、旧校舎の裏には入らないようにしましょう。また、正門の近くでは、遊ばないようしましょう。

・雨の日の遊びについては、教室内で静かに遊ぶ方法を考えましょう。

・運動場が狭いので、仲良く譲り合いながら楽しく遊びましょう。

・昼休みは、給食終了時刻の12:50までは、遊びに出ないようにしましょう。

・ブランコの2人乗りは禁止です。1, 2年生は立ちこぎをしないようにしましょう。放課後も同じです。

(6) 家庭からの連絡について

◎欠席届

・欠席、遅刻、早退をする時は、その理由を連絡帳や電話などで学校に知らせてください。

欠席等の電話は8時頃にしてください。

※集団登校班の班長さん、または班の人にも欠席・遅刻することを連絡しておきましょう。

※早退をする場合は、お家の人の迎えをお願いします。

◎見学届

・体育、クラブ等、見学する時は、その理由を必ず連絡帳で知らせてください。



3. 放課後等の過ごし方

(1) 遊びについて

◎場所

- ・家の人が知っているところで遊びましょう。
- ・「だれと、どこへ、いつ帰る。」をはっきりと伝えてから、出かけましょう。
- ・校区外へ遊びに行くのはやめましょう。【図書館、温水プール(3年生以下は保護者同伴)は例外ですが、決してひとりでは行かないようにしましょう】
- ・危険な所では、遊ばないようにしましょう。(線路、道路、川、池、海、駐車場、地下道、空き家、工事現場、田畑等)

◎内容

- ・暗くなる前に帰りましょう。(夕方のチャイムは家で聞けるようにしましょう)
- ・自転車は、交通ルールを守り、安全な乗り方をしましょう。
- ・お金や物のやりとり、貸し借りはやめましょう。
- ・好ましくない遊びや、危険な遊びはやめましょう。
(ゲームセンター等での遊び、火遊び、子ども同士での花火、有害玩具での遊び等)
- ・ゲームやスマホなどでの遊びは、時間を決めてしましょう。

(2) 学校で遊ぶことについて

- ・校舎内に入ることはやめましょう。
- ・レンタル道具を借りる時は、職員室に声をかけ、レンタル表に記入しましょう。使った道具は、きちんと片づけましょう。
- ・ジュースやおかしを持ち込んだり、食べたりすることはやめましょう。
- ・自転車で来た時は、体育館の裏の道路側に置き、運動場に乗り入れたり、体育館入り口前にとめたりしないようにしましょう。
- ・金属バットや軟球などを使っての遊びは、危険なのでやめましょう。
- ・携帯電話を使ったり、ゲームをしたりしないようにしましょう。



(3) 忘れ物について

- ・忘れ物を取りに来た時は、必ず先生に申し出てから教室に入りましょう。
- ・用事がすんで帰る時は、申し出た先生に報告してから帰りましょう。
- ・行き帰りは、交通事故等に十分注意しましょう。



(4) その他(保護者の方へ)

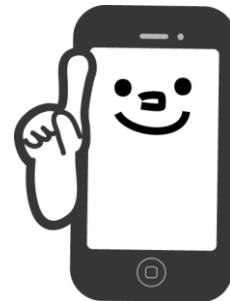
◎ 帰宅時間について

本校では、夕方5時には家に帰るように指導しています。(11~2月は4時30分)

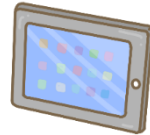
◎ 携帯電話・スマホの利用について

近年、子どもによる携帯電話やスマホの使い方の問題が社会現象にもなっています。本校でも、携帯電話を持っている児童が増えています。改めて、使用時間や使用方法、オンラインゲームでの遊び方についてご家庭でのルールを定めていただき、子どもたちへの呼びかけをお願いいたします。

※泉南市作成の「泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドライン」を参考にしてください。(学校HPからご覧いただけます。)



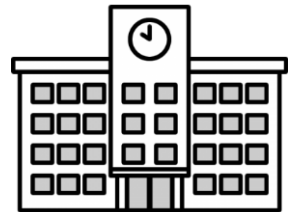
アイパッド つか やくそく (7) iPadを使うときの約束



このiPadは、みなさんが学校や家での学習をもっと深めるために、泉南市教育委員会から貸し出されたものです。遊びなどに使うことはできません。iPadを使うときのルールをしっかりと守って、大切に使いましょう。万が一不具合や故障が発生したら、先生に連絡し、何があったかを伝えます。故意（わざと）、または過失（不注意）によりiPad本体やカバー、充電器が故障したときは、修理などの代金をおうちの方に払っていただく場合があります。

<学校で使うとき>

- 先生の許可をもらってから、使うようにしましょう。（勝手に使いません）
- 友達のiPadを触ってはいけません。
- 汚れた手で触らず、手を洗ってから使うようにしましょう。
- 机の上に置くときは、落ちないように気をつけましょう。
- iPadの上に物を乗せてはいけません。（故障の原因となります）
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいましょう。友達や先生などの、映り込みにも注意しましょう。



<家で使うとき・保管するとき>

- 故障に気をつけましょう。（水に濡らしたり、落としたり、磁石を近づけたりすると壊れます。）
- お菓子を食べたり、絵を描いたりしたときなどの汚れた手で触らずに、手を洗ってから使うようにしましょう。
- 学習で必要な時に、使うようにしましょう。遊びでは使いません。また、学習に関係ないサイトへ接続しません。
- カメラやメールの機能などは、使わないようにしましょう。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）は、インターネット上に絶対にあげません。また、人が傷つくことに使ってはいけません。
- 家に持ち帰るときや、学校に持ってくるときは必ずケース（袋）に入れて、持ち運ぶするようにしましょう。（登下校で触ってはいけません）
- 無理にランドセルに押し込むと、教科書などの重みで、iPadが曲がってしまいます。ランドセルの中身がいっぱいの時は、帰ったらすぐに取り出しましょう。
- 使用時間、使用場所について、お家で話し合しましょう。



<データの保存・設定の変更>

- 学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色、学校で指定した以外のパスワードなど、タブレットの設定は勝手に変えません。

(8) 気象情報による警報の発令について(お知らせ)

1. 午前7時に大阪府全域又は泉南市域において、『大雨警報』、『洪水警報』、『暴風警報』のいずれかが発令されている場合、お子さまを自宅待機させてください。

※警報が泉州地域に発令されていても、泉南市に発令されていない場合もありますので、大阪防災ネット等でご確認ください。(下記にQRコードをつけています。)

2. 午前9時までに『警報』が解除されなければ、臨時休業となります。

3. 午前7時以前に『警報』が解除された場合は、学校から指示・連絡はありません。通常通り、集団登校させてください。

4. 午前7時をすぎて、午前9時まで『警報』が解除された場合(『注意報』に変更、もしくは完全に解除)は、その時点より近所の子どもたちと誘い合わせて、複数で登校させてください。(気象情報にご注意ください。)

5. その他

(1) 自宅待機、臨時休業は『警報』の場合です。『注意報』は適用されません。

(2) 自宅待機、臨時休業は『波浪警報』については適用されません。

(3) お子さまが学校に来ている時点で『警報』が発令され、天候がますます悪化していくと予想される場合には、集団下校します。



大阪府防災ネット(泉南市)

泉南市立雄信小学校	072-483-5312
発信専用電話	080-7095-5865
	080-7957-8571
	080-3205-9967
	090-8565-7942

(9) 大地震発生と大津波警報発令に関する対応について

地震・津波への対応については、東日本大震災以降強く求められており、子どもたちは学習や訓練を重ねています。平成25年8月8日に出された大阪府の検討部会の推計では、南海トラフ巨大地震の際、泉南市は最大震度6強、最大津波水位3.2mとなっています。雄信小学校では、耐震工事も終え、標高が10mあることから、当面、気象警報発令時のような詳細を下記のように決めています。保護者のみなさまにも、ご理解ご協力をお願いいたします。

A) 泉南市に震度4以下の地震が発生した場合

学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかの判断をしますので、**臨時休業の連絡がない限り、登校させてください。**

B) 泉南市に震度5弱の地震が発生した場合

1. 登校前に発生した場合 → 「臨時休業」
2. 登下校途中に発生した場合 → 「学校か家、近い方に向かう」

(ア) 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、
「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」
(イ) 教職員が通学路を巡視し対応。原則帰宅させる。保護者がいないときや帰宅が危険と判断した場合は、学校待機
3. 授業中に発生した場合 → 「学校待機」、「避難」、「集団下校」

(ア) 教職員で安全確認を行った後、対応をメールで送信
(イ) 「避難」や「集団下校」の場合は、教職員が引率して集団下校
4. 放課後に発生した場合 → 「臨時休業」(翌日)

C) 泉南市に震度5強の地震が発生した場合

1. 登校前に発生した場合 → 「臨時休業」とします。
2. 登下校途中に発生した場合 → B) 2に同じ
3. 授業中に発生した場合 → 「学校待機」その後、「引き渡し」(『緊急時引き渡しカード』)
4. 放課後に発生した場合 → 「臨時休業」(翌日) ・ 休業の期間は学校からメール連絡

D) 泉南市に大津波警報が発令された場合

1. 登校前に発令された場合 → 発令中は「自宅待機」、9時までに解除は「登校」、解除されなかったら「臨時休業」
2. 登下校途中に発令された場合 → B) 2(イ)に同じ
3. 授業中に発令された場合 → B) 3に同じ

※使用可能の状況であれば、連絡はtetoruで一斉送信したいと思います。必ず、tetoruの登録をしていただきますようお願いいたします。学校は児童の安全確保を最優先するため、電話対応が困難になると思われるので、ご協力よろしくをお願いいたします。登録ができない場合、登録されている方に連絡をもらえるようにしておいてくださればありがたいです。

※地震による停電・通信障害のため、配信できないこともありますので、地震や津波の大きさ、周囲の被害状況を見て、ご家庭でご判断ください。(正門には対応についての掲示物をはります。)

(10) 泉南市立雄信小学校PTA規約

第1条 この会は、泉南市立雄信小学校PTAといい、事務局を小学校におく。

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と社会において、児童の幸福な成長を図ることを目的として、次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるよう努める。
2. 児童の生活環境をよくし、生活支援をする。
3. その他、児童の福祉増進をすることに努める。

第3条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の機関と協力する。
2. 特定の政党や宗派に偏ることなく、また、営利目的の行為をしない。
3. 学校教育について、意見を具申し、参考資料は提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉しない。

第4条 この会の会員になることのできるものは、次のとおりである。

1. 雄信小学校に在籍する児童の保護者。
2. 雄信小学校の教職員。
3. この会の主旨に賛同する者。

第5条 会員は会費を納めるものとする。(一家庭300円/月)

第6条 この会の活動に要する費用は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第7条 この会の経理は、総会において議決された予算によって行われる。

第8条 この会の決算は、会計監査を受けて、総会で承認されなければならない。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この会の役員は、次のとおりである。

会 長	1名	副会長	3名(第4条第1項の会員中)
書 記	1名	会 計	1名(第4条第2項の会員中)

第11条 役員は総会において決められ、就任する。

第12条 役員の任期は1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第13条 役員の任務は、次のとおりである。

- ◎会長は会を代表し、総会・委員会・役員会を招集し、会議の議長となる。
- ◎副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ◎書記は会の進行・記録・通信ならびに庶務を行う。

◎会計は、会の会計事務を行う。

第14条 この会に次の委員をおく。選出は細則に規定する。

1. 学級委員 各学級より2名
2. 会計監査委員 2名(令和6年度より副会長が担う)

第15条 総会は定期総会(毎年4月)と臨時総会とする。

第16条 定期総会は決算報告・承認・予算審議・役員決定を行う。
総会の議決は、出席者の過半数で決定する。

第17条 委員会は役員・委員をもって構成し、次のことを行う。
1. この会の活動の母体となり、推進する。
2. 会の議案の審議をする。

第18条 委員会は出席者の過半数の賛成で議事を決める。

第19条 必要な細則は本則に反しない限り、委員会において改廃できる。但し、次期総会に報告する。

第20条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て、改正することができる。

第21条 総会の議事内容は役員会にて協議し、PTA 会員に書面により承認された場合、書面決議をもって総会開催の代わりとする。

細 則

第1条 1. 役員(会長・副会長)は選挙において民主的に選び、会長が委嘱する。
2. 地区は、男里東・男里西・馬場・幡代の4地区とする。
3. 学級委員は、各学級において選出し、会長が委嘱する。

第2条 会計監査委員は、副会長の中より、会長が委嘱する。

第3条 役員会において、役員は議案の作成や緊急事項の処理等をする。

第4条 役員会において、必要と認めた場合は、緊急に委員会を設けることができる。

第5条 学校長は、すべての会合に出席し、意見を述べるることができる。

(平成 4年4月19日改正)

(平成 9年4月20日改正)

(平成14年4月26日改正)

第2、第4条の文言変更と第21条追加(令和2年6月11日改正)

第14条、第21条、細則第1条の1、2の一部を変更(令和5年4月21日改正)